

資料ふあいる

平成21年(2009)年11月18日開催

全史料協第35回(福島)大会 研修会の記録

A アーカイブズ入門—私たちがすべき こと、私たちにできること—

講師：中島康比古(独立行政法人国立公文書館)
司会：安藤 福平(広島県立文書館)
記録：大橋 秀俊(川崎市公文書館)

1 はじめに

2004年秋、内閣府・国立公文書館の招きで来日したイアン・ウィルソン氏は、公文書館専門職員養成課程の評価・選別論の講義の冒頭、次のように述べた。

「龍安寺には良く手入れされた白い砂と小石と、15の大きい石がある。この15の石は、人間の視界では1度に14しか見ることができない。(中略)この庭は、近代の政府や重要な機関の記録の全宇宙を象徴していると言えるかもしれない。(中略)もっとも大切なメッセージとして皆さんに伝えたいのは、我々は今までの視点を変えて、地面から空中へと舞い上がり、庭全体を見渡し、記録が作成され機能するより広い社会的コンテクストを見るべきだ、ということなのだ。」¹⁾

この研修会では、ウィルソン氏のメッセージを受けて、空中から庭全体を見渡し、すなわち、マクロな視点から、特に「レコード・コンティニウム」(Records Continuum)という新しい考え方に基づいて、社会、組織及

び個人と記録・アーカイブズとの関係を見直し、その見直しを通して、記録・アーカイブズに専門的に関与する機関として公文書館・文書館・アーカイブズ機関(以下「公文書館」)がすべきこと、公文書館に出来ることについて考えたい。「記録・アーカイブズとは何なのか」を考えることが「アーカイブズ入門」であるとの理解を核にして論を進めたい。

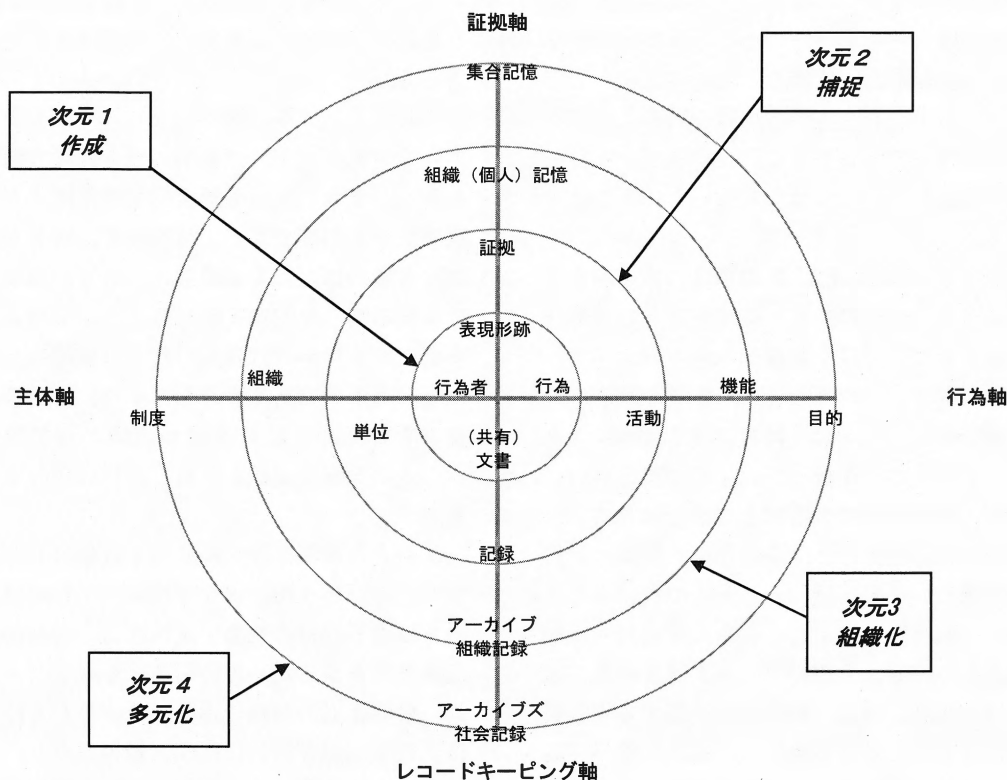
2 レコード・コンティニウム論

2. 1 レコード・コンティニウム論とは何か?

レコード・コンティニウム論(以下「コンティニウム」)は、1990年代半ば以降、オーストラリアのアーカイブズ記録学研究者であるフランク・アップウォード、スー・マケミッシュらが、イギリスの社会学者アンソニー・ギデンズの「構造化理論」をベースに、提唱した理論である。記録そのものを中心に見る従来の見方とは異なり、社会及び組織等における記録の作成、管理、利用等を支える力学を説明する包括的概念モデルであり、記録管理の国際標準ISO15489、記録管理メタデータの国際標準ISO23081等の理論的基盤になっている。ただし、以下の説明は、講師(中島)の理解するコンティニウムである。

2. 2 文書、記録、アーカイブ、アーカイブズ・コンティニウムの4つの次元

コンティニウムは4重の同心円で表される4つの次元並びに縦軸及び横軸で構成される1枚の図(【図1】)で包括的に説明できる。同心円と縦軸及び横軸が交わるところに16の



【図1】レコード・コンティニューム概念図 ii)

座標が指定されている。同心円が表すのは記録を共有する空間の広がりを表しており、時間の経過を表しているのではない。だが、説明の都合上、最も内側の円＝「次元1」から説明する。

次元1は「作成」。ある行為者が社会的な行為を行って、その痕跡を文書に留める。「(共有) 文書」と表され、「共有」がカッコに入っているのは、潜在的に共有可能性があるが、直接の行為者の手許にあって、まだ共有可能性は確保されていないことを意味している。言わば、行為者自身が見れば分かるが、第三者が見たら、それが、いつの、どんな、誰が作成した情報なのか分からないという次元である。例えば、研修会の講師として話をしている「証拠」として会場風景をデジカメで撮影すると、そのデジカメ写真には日時は記録されるが、撮影の場所やコンテキストの情報は記録されない。また、第三者が写真の画像

を見ても、どこで何のために撮影された写真なのか分からないであろう。つまり、ただ撮影しただけでは、痕跡を留めただけで記録にはなっていないのである。

次元2は「捕捉」又は「取込み」。次元1で作成した文書を行為者が属する業務単位の活動の証拠として記録管理システムに記録として取込む。この捕捉・取込みによって、文書は直接の行為者以外の第三者にも理解・共有が可能な記録となる（「共有文書」の「共有」のカッコがはずれる）。また、第三者が理解できるように、記録の内容及び構造並びに記録作成のコンテキストを記述するメタデータを記録に付与する。さらに、メタデータによって他の記録との関連づけを行う。上述のデジカメ写真の例で言えば、撮影者、撮影の日時・場所、撮影のコンテキスト等のほか、研修会の他の記録との関係などを記述するメタデータを付与し、例えば、この場にはない

職場の同僚などが「これは、2009年11月18日に福島県文化センターの小ホールで、中島が全史料協研修会の講師をしている証拠としてステージ上から会場内の情景を撮影した写真だ」と理解できるようにしなければ、記録として捕捉したことにはならないということである。

次元3は「組織化」。業務単位の枠を超えて組織全体の機能の証拠、組織記憶として機能するように、記録を組織記録＝アーカイブとして共有する。ただし、次元2の「捕捉」で、組織記録として理解・共有できるようにメタデータの付与等を行っておくのが望ましい。だが、記録の全ての情報を組織全体で共有するのが常に適切だとは限らない。個別の記録の情報について、機能、活動等の別によりアクセス制限等を課すことも含んだ記録の組織的共有である。上述のデジカメ写真の例で言えば、講師（中島）が職場に提出する出張報告書に付すことは可能だが、写真に映っている研修会の参加者の「肖像権」などへの配慮が必要になるかもしれないだろう。

次元4は「多元化」。社会を構成する多様な複数の組織がそれぞれに組織記録（アーカイブ（単数形））を有している。社会全体としては、多様な複数の組織記録（アーカイブズ）が存在している。その複数の組織記録を組織の枠を超えて共有するのが次元4である。そのとき、その組織記録は、社会記録＝アーカイブズであり、社会の集合記憶として機能する。ただし、次元3と同様に、次元2「捕捉」で、記録を社会的に理解・共有できるようにメタデータの付与等を行っておくことが望ましい。個別の記録の情報について、アクセス制限等を実施する可能性があるのも、次元3と同様である。

2. 3 記録の作成・管理・利用等をめぐる力学

なぜ記録を社会的に共有する必要があるのだろうか。端的に言えば、それは、行為者が社会の一員だからだろう。その社会的行為は社会的な目的や組織的な機能と結びついていて、言い換えれば、連続しているからだろう。

逆に、個人の全くプライベートな領域の記録であれば、社会的に共有する必要はないとも言える。

ここまでは、同心円が内から外へ拡大する方向で説明したが、同心円の動きは双方向である。つまり、記録の社会的共有に関する合意や慣習、制度があってはじめて、社会を構成する組織は記録を組織的に共有し、組織を構成する業務単位は記録を取込み、業務単位を構成する行為者は自らの行為の痕跡を文書にとどめるのである。そしてまた、行為者が文書を作成し、業務単位が記録として取込み、その記録を組織が共有し、社会が共有する。

このような概念モデルは何を背景にして生まれたのだろうか。アップウォードら提唱者たちは電子記録の登場を重視する。社会的に記録を共有するための技術的プラットフォーム、個別組織の記録管理システム等がなければ、電子記録を適切に作成・管理したり、組織や社会で共有したりすることは不可能である。ただ、講師（中島）は、そのような技術的背景だけでなく、組織が情報公開やアカウントビリティ、活動の透明性等を求められる社会的背景も、同様に重視する。

電子記録、情報公開以前の時代は、記録を社会的に共有する、つまりアーカイブズ化するのに、時間の経過が必要だった（「30年原則」）。作成から一定期間経過した政府記録の保存・公開の権能が公文書館に付与され、政府記録の社会記録（アーカイブズ）化は、公文書館の「専売特許」であった。また、紙媒体の記録は比較的長期の安定性があるので公文書館が受け入れてから保存上の措置を講じて「手遅れ」になりにくかった。だが、電子記録の時代には、記録管理システムが個別の記録の作成前に構築・運用されていなければ、電子記録の管理は不可能であり、30年以上経過後に受け入れてから長期保存上の措置を施そうとしても「手遅れ」である。情報公開の制度化により、政府記録の公開は、もはや公文書館の「専売特許」では無くなった。記

録の共有について、社会的、組織的な制度、合意、システム等が存在すれば、記録は、作成時点から組織記録（アーカイブ）にも社会記録（アーカイブズ）にもなるのである。

ただし、情報公開制度と公文書館制度との間には、記録の共有の立脚点、基盤に違いがある。情報公開制度は主に同時代の社会的共有に基盤があるのに対して、公文書館制度は、世代を超えた世代間共有又は継承に基盤を置いていると言えよう。

3 公文書館がすべきこと、公文書館にできること

3. 1 公文書館の社会的位置づけ

現代の社会や組織と記録との関係、力学等についての以上のような理解を前提としたとき、公文書館の社会的位置づけをどのように考えたらいいのだろうか。コンティニウムの同心円のどこに公文書館は位置づけられるのか。公文書館制度の目的は何か。公文書館が果たすべき組織的機能は何か。その組織的機能の遂行に必要な業務活動は何か。日本以外の国・地域の多くでは、情報公開制度が実現する前に、政府記録を公開する公文書館制度が根付いていた長い経験がある。だが、日本では、公文書館制度が根付かず、情報公開制度が先行したような感がある。また、技術的には電子記録が生まれてきている。このような地点に立ったとき、日本の公文書館制度は何を目的とするのか。

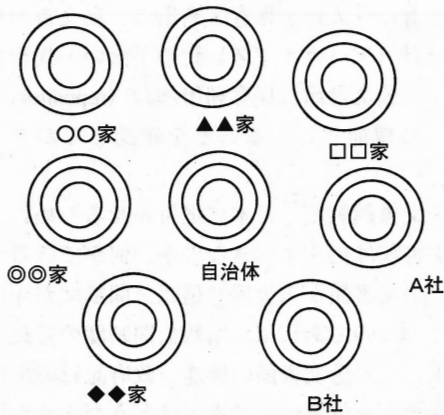
従来、公文書館は、過去の公文書（政府記録）のうち、世代間継承すべきものだけを非現用になってから受け入れて保存し利用に供してきた。また、歴史編纂事業等で収集した資料や地域の私文書等を世代間継承すべきものとして受入れて保存し利用に供してきた。それらの公文書や各種の資料は誰がどのような基準・手続きで選別してきたのか。それらの資料は国民や地域住民から本当に必要とされてきたのか。公文書館が保存する歴史編纂事業等による収集資料や私文書は全てが国民や地域住民の集合記憶として世代間継承すべきものののだろうか。なお、公文書館による

私文書の受入れ・保存・利用は、私文書の社会記録（アーカイブズ）化の手伝い・代行であり、公文書館は保存利用施設（repository）として機能していることを確認しておきたい。

公文書館制度を日本に根付かせるために、公文書館は何をすべきなのか、何ができるのか。公文書館が未設置で情報公開制度が先行しているのであれば、情報公開制度の延長・拡張として公文書館の機能（政府記録の世代間継承）を位置づけてみてはどうだろうか。ただし、機能が類似しているだけに、公文書館と情報公開の違いはどこにあるのかを説得的に説明し差別化を図る必要があろう。例えば、ある時点で公開できなかった記録でも、時間の経過や社会情勢の変化により公開できるようになるまで保存しつづける点に公文書館の意義を見出すことも可能である。また、地域の公文書館が保存・利用の対象とする世代間継承すべき記録とは何かということについても問いたい。アメリカ連邦政府国立公文書記録管理局NARAの評価選別方針のもじりで言えば、「地域住民の権利を文書化した記録」、「自治体職員の行為を文書化した記録」及び「地域住民共通の経験を文書化した記録」がそのような記録に当てはまるだろう。さらに、公文書館は記録を作成する親機関に対してどのような貢献ができるのかについても考えたい。ただ単に古い記録を預かるだけでなく、記録の保存・利用の知識・経験・スキル等を現用段階に活かさないだろうか。どんな紙を使ったら記録は長持ちするのか、目録はどのように作ったら記録を効率的・効果的に利用できるのか、電子記録はどのように管理したらよいのか、等々。私文書を有する個人等に対しても同様の貢献ができるのではないのか。

3. 2 公文書館と地域資料

今後、公文書館は地域資料とどのように向き合えばよいのだろうか。コンティニウムで地域資料はどのように描けるだろうか。家文書や個人文書のなかには、個人組織の組織



【図2】多様な組織記録（アーカイブ）の存在

記録として概念することができるものもあり、それらは組織記録として管理されていると言える（はずである）。コンティニウムの次元1から次元3までの3重の輪が地域に無数に存在していると言えるだろう（【図2】）。

まず、組織としての自治体（とその記録）の3重の輪と地域にある家文書や個人文書の無数の3重の輪が別個に存在しているということ、自治体と家文書・個人文書を所蔵する個人・団体とは法的責任領域・管轄領域（jurisdiction）を異にしているということ、その距離感を確認したい。その上で、従来の「ビジネスモデル」通りに、公文書館が地域資料を受け入れるというのは、一つの選択肢である。だが、地域資料の社会的共有・世代間継承は、公文書館以外の組織でも可能ではないのか。また、地域資料の作成者（団体・個人）でも可能ではないのだろうか。どれか一つの選択肢に限定するのではなく、公文書館が寄贈等により受け入れる、他の受入れ先（博物館、図書館、研究・教育機関、NPO法人等）を紹介する、作成者自らが社会的共有・世代間継承できるように公文書館が知識・経験・スキル等を提供する、などの多様な選択肢を社会や地域のニーズに応じた形で組み合わせていくことを考えてみてはどうだろうか。コンティニアムの次元4の円として、大きな単一の円を描くだけでなく、複数の多様な円を描けないだろうか。社会記録（アーカイブズ）化の方法は一つではない。そのよ

うに考えることが、私たち、そして私たちの子や孫の世代が生きる社会や地域の多様なあり方につながっていくのではないだろうか。この問題は、記録の管理や保存・利用という問題にとどまらず、私たちがどのような社会や地域を構想していくかという問題につながるのである。

4 むすびにかえて

私たち、公文書館・文書館・アーカイブズ機関、それらの機関などで働くアーキビストやレコード・マネージャー、全史料協の会員などは、世の中に対してどんな貢献ができるのだろうか。「私たち」と協働する仲間を増やすには、どうしたらよいのだろうか。私たち、現代に生きる世代は将来の世代のために何ができるのだろうか。

コンティニアムの同心円の運動は双方向であると述べた。だが、この同心円は人間の意思と行為の力によって初めて動き出すのである。社会的行為の証拠としての記録を管理等する責任は、誰よりもその行為主体にあるはずである。だが、私たち、記録・アーカイブズの管理・保存・利用に専門的に関わる人間は、その専門的な知識・経験・スキル等によって、その主体が記録を管理等するサポートができるようにならなければならない。私たちが社会的に貢献できる力を持つてはじめて、記録の管理等をめぐる責任の連続と協働の輪の中に入ることができる。そのような意味で、公文書館は、「記録の世代間継承のために協力してください」と言う前に、「私たちはこのような形で貢献できます」という力をして、何よりも記録を作成する親機関との緊密な協力を築かなければならない。私文書を公文書館が受け入れるのであれば、その私文書の作成者等との間でも協力関係が不断に必要である。私たちにとってコンティニアムの同心円の内側へ入り込んでいくことが何にも増して重要なのである。

現代の社会に存在している記録、「有史以来」現代まで生み出され管理・保存されてい

る記録を将来の世代に継承するために、私たちは何ができるのだろうか。最後に述べたいのは「はるか昔の古文書に愛情を注ぐように、現代のブログやウィキにも愛情を注ごう」ということである。

i) イアン・ウィルソン。カナダ国立図書館公文書館における政府のアーカイブズおよび歴史上の記憶の保存について。アーカイブズ第18号。2005年3月。pp49-50.

ii) スー・マケミッシュ（坂口貴弘，古賀崇訳）。きのう、きょう、あすー責任のコンティニュウム。記録管理学会，日本アーカイブズ学会共編。入門・アーカイブズの世界ー記憶と記録を未来にー翻訳論文集。日外アソシエーツ。2006年。p202。一部訳語は引用者が変更・追加した。